

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 6 年 6 月 3 0 日

住 所 沖縄県那覇市字鏡水150番地

事 業 者 名 那覇空港ビルディング株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 安里 昌利
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設の整備に関する事項
那覇空港旅客ターミナルビルは、移動円滑化基準に適合しており、各バリアフリー関連法令を遵守している。今後もより高い水準を視野に法令改正等に適宜対応しながら、設備更新や改修、各種サービスを検討する。具体的には、令和元年度より取り組んでいる国内線エリア一般トイレのUD化及び多目的トイレの増設に関する計画を引き続き継続していく。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
バリアフリーツアーセンターとの意見交換の仕組みづくりや、UD診断を受けてそれから抽出される課題の整理・解決を図りながら、旅客支援に有効な情報提供を検討していく。また、関係者へのバリアフリー関連教育を強化し、社内のバリアフリーに対する意識も向上させていきたい。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	—

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 旅客搭乗橋 国内線 国際線	・ 国内線はステップレスの搭乗橋を設置済み ・ 国際線は次回更新時にステップレスの搭乗橋を設置予定。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 各種案内板の追加 ・ デジタルサイネージの追加	・ 設置個所の追加について今後も検討してく。 ・ 国際線エリアに車椅子対応のデジタルサイネージを7月に3台運用開始。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
移動円滑化評価会議沖縄分科会への参加	移動円滑化評価会議沖縄分科会へ参加し、適切な情報収集及び提供に努める。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ユニバーサルデザイン関連の研修への参加 - 資格の取得等	・行政等が開催する各種ユニバーサルデザインやバリアフリースターに関する研修会へ参加し、情報収集を行い社内にて共有する。 ・インフォメーションスタッフ等、バリアフリー関連の研修受講並びに資格取得を継続する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・館内サインの見直し ・デジタルサイネージでの案内	・館内サインについては持続的に最新の情報を入手し、今後必要に応じて修正、追加等を行っていく。 ・デジタルサイネージで高齢者障害者等用施設の表示を検討していく。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

専門家によるUD診断評価を受けた課題の再認識をしながら適時対応を実施していく。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

Ⅴ 計画書の公表方法

社内HPへ掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

アフターコロナの状況を踏まえ、各計画について今後も状況に応じて柔軟に対応していく。

- 注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。